

鴨川市医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第85号

鴨川市医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱（令和6年鴨川市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第3条中「鴨川市福祉総合相談センター・長狭に」を削る。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条に次の1項を加える。

- 2 受託者は、受託した医療的ケア児等コーディネーターの業務の実施状況を明らかにできる書類のほか、事業の経理に関する必要な書類を整備し、業務を実施した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（委託等）

第8条 市長は、事業の効率的な運営を図るため、事業の全部又は一部について、適切な事業運営が確保できると認める法人その他の団体に委託することができる。

- 2 前項の規定により事業を受託した者（以下「受託者」という。）若しくはその従事者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その業務に関して知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 受託者は、市長が指示するところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。